

「一般名処方」を開始しております！

一般名処方ってなに？

→処方せんには調剤のために医薬品が記載されますが、その名称を製薬会社が定めた商品名で記載する場合を「銘柄名処方」、有効成分の名称である一般名で記載する場合を「一般名処方」といいます。



処方せん

商品名で記載

〇〇〇錠 10mg 1錠
分1 就寝前 7日分



処方せん

一般名で記載

【般】△△△錠 10mg 1錠
分1 就寝前 7日分

厚生労働省が示している、一般名処方の標準的な記載方法は、次のとおりです。
【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」

例) 【般】ファモチジン錠20mg

一般名処方のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋で有効成分が同一の医薬品が複数ある場合は、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも薬剤師と相談して選ぶことができます。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品より価格が安くすることができるため、患者さんの負担軽減や国の医療費節減につながります。

ご不明な点がございましたら薬局の窓口や受付までお声掛けください。

